

贊助會員 規程

会員の目的

第1条 本組合の組合員たる資格を有しない者で、本組合の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とする。

2. 賛助会員になろうとする者は、次の書類を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 入会申込書

(2) 経歴書

3. 資格の承認は、文書をもって申込者に通知する。

会費

第2条 会費は、1口年額60,000円とする。

2. 会費の計算期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

ただし、途中入会の場合は、理事会の承認を受けた月から3月31日までの期間の月割り計算とする。

3. 会費の納入は、原則として年度始め一括払いとする。

資格の有効期間

第3条 賛助会員の資格は、会費の納入をもって成立し、資格の有効期間は1カ年とする。

2. 資格の継続は、次年度の会費の納入をもって自動的に成立する。

附則

第4条 本規定は、平成7年8月1日から施行する。

2. 本規定の改廃は、理事会の議決による。

令和4年3月9日改訂